

【別紙】審査基準(公開用)

委員審査 項目・基準 (右記載の配点を上限とする)		配点	
<b>1. 基本項目(10点×6人=60点)</b>		60	
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の動向を踏まえ、ヤングケアラー支援に関する現状と課題を十分理解している。</li> <li>・本事業の趣旨・目的を理解し、事業委託に相応しい考え方が示されているか。</li> <li>・本人や保護者等に対するプライバシーへの配慮及び個人情報の取り扱いが適切である。</li> <li>・職場及び支援の現場におけるハラスメントを防止するための対策がとれている。</li> </ul>	390	
<b>2. ピアサロン・レスパイトイベント・社会体験ができる取組に有効性・実効性があるか(15点×6人=90点)</b>			90
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者が参加したくなるような工夫がされている。</li> <li>・参加者がホッとできる居場所となる工夫がされている。</li> <li>・参加者との信頼関係の構築及び参加者同士が交流・共感できる工夫がされている。</li> <li>・それぞれの目的に合わせ、具体的かつ有効な内容が提案されている。</li> </ul>		
<b>3. 事業の周知に有効性・実効性があるか(10点×6人=60点)</b>			60
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者が参加したくなるような工夫がされている。</li> </ul>		
<b>4. 支援者向け座談会または相談会及びスーパーバイザー業務に有効性・実効性があるか(15点×6人=90点)</b>		90	
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務従事者にヤングケアラー支援の実績及び専門性があり、支援力や適性が十分にある。</li> <li>・支援者からの相談に対し、課題のアセスメント、支援のコーディネートができる体制がある。</li> </ul>		
<b>5. 独自の事業提案(15点×6人=90点)</b>		90	
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に記載している内容以上の提案があり、有効性・実効性がある。</li> <li>・ヤングケアラー支援についての考え方や実施方法に、実効性・積極性・独自性・発展性がある。</li> </ul>		
事務局審査 項目・基準 (右記載の配点を上限とする)		配点	
<b>業務実績調書</b>		10	
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の業務実績は豊富か 複数年にわたる同事業は1つの事業としてカウントするものとする</li> <li>【同種業務】(ヤングケアラーを対象としたピアサロン・レスパイトイベント及び相談支援、ヤングケアラー支援者を対象とした支援業務) 1契約につき3点 発注者なし(独自事業)・・・2点</li> <li>【類似業務】(子ども・若者を対象とした居場所・相談支援業務) 1契約につき2点 発注者なし(独自事業)・・・1点</li> <li>※事業実施年数の加点 3年以上・・・2点 1・2年・・・1点</li> </ul>	70	
<b>業務実施体制</b>			10
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人の実務経験(最大2人分加算) 5年以上・・・3点 3年以上・・・2点 1年以上・・・1点</li> <li>・有資格者数(最大2人分加算) 精神保健福祉士、社会福祉士等 有資格者1人につき3点</li> </ul>		
<b>見積書</b>		50	
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全候補者のうち、最低見積金額を提示した候補者を50点とする。2位以下については、(参加業者中最低見積額/各社見積額)×50点 ※少数点以下は切り捨て</li> </ul>		
<b>合計点</b>		460	